

児童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱

浅口市社会福祉協議会

(目的)

第1条 小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うと共に、児童・生徒を通じて家庭や地域社会へボランティア活動の啓発を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人浅口市社会福祉協議会とする。

(事業実施の方法)

第3条 会長は、関係機関と協議し、町内の小・中学校及び高等学校から3校を児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校（以下「福祉協力校」という。）に指定する。

2 福祉協力校の指定期間は2か年とする。

(福祉協力校における活動)

第4条 福祉協力校においては、目的達成のため、それぞれの学校の実情にあわせて、次の例示の中から活動を選んで活動する。

(福祉協力校に対する指導援助)

第5条 会長は、福祉協力校における活動の促進を図るため、次のような指導援助を行う。

- (1) 福祉協力校の連絡会議の開催。
- (2) 講師、助言者の斡旋。
- (3) 協力機関との連絡。
- (4) 社会福祉に関する図書、映画・フィルム、福祉資材の斡旋、調査活動に必要な技術資材の提供。

(福祉協力校に対する助成)

第6条 会長は、福祉協力校に対して、期間中毎年5万円を補助する。

(活動実績の報告)

第7条 福祉協力校は、年度終了後当該年度の活動実績を取りまとめて、会長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

[活動の例示]

- 広報・啓発活動
 - 講演会、映画会、展示会等の開催
 - 学校新聞等の製作、配布
- 調査・研究活動
 - ねたきり老人・ひとり暮らし老人等の調査
 - 福祉マップ作り
- 地域での福祉実践活動
 - 社会福祉施設への訪問、交流活動
 - 提携校制度の実施（養護学校、福祉施設等との日常的な交流）
 - 地域一般での友愛訪問、交流活動
 - 体育祭、文化祭等学校行事への老人、障害児者等招待
 - 地域社会への奉仕活動
- 社会福祉関係活動への参加
 - 赤い羽根募金、ボランティアスクール等
- 福祉協力校相互の交流
- その他目的達成のための必要な活動